

令和3年度公益信託^{ひとし}人志奨学基金奨学生募集要項

はじめに

この公益信託は、国内に所在する国公立の全日制普通科高等学校又は同中等教育学校（後期課程）に在学する生徒で、学業優秀、品行方正かつ人格に優れながら経済的理由により修学が困難な者に対し奨学資金を給付し、もって社会有用な人材を育成することを念願して、平成24年3月に金子和斗志氏が設定されたものです。

奨学金を希望される方は、下記の募集要項を熟読の上、奮って応募してください。

記

1. 応募できる者

国内に所在する国公立の全日制普通科の高等学校1年又は同中等教育学校（後期課程）の4年に在学する生徒で、次に該当する者。

- (1) 家族の生計を支える親を失うなど、何らかの理由によって経済的影響を受け、奨学金を必要とする者
- (2) 学業優秀（中学校3年次の国語・数学・理科・社会・英語の評定平均値が5点満点中、4.4点以上）、品行方正かつ人格に優れる者。

2. 奨学金の金額等

- (1) 奨学金の金額は、月額20,000円とする。
- (2) 奨学金の給付期間は、令和3年4月から正規の最短修業年限の終期までとする。
- (3) 奨学金は、5月、10月の一定日に6ヶ月分を給付する。
ただし、初年度は10月に1年間分を給付する。
- (4) 奨学金の給付方法は、あらかじめ奨学生が当基金に届け出た金融機関の口座に振り込む。

3. 採用人数

20名程度とする。（他の奨学金との併願・併給可）

4. 出願の手続き

奨学金の給付を志願する者は、次に掲げる申請書類を、在籍する高等学校又は中等教育学校の学校長を経て、令和3年5月10日（月）【消印有効】までに当基金に提出するものとする。

※提出された申請書類は採否の如何を問わず返却は行わない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦書
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書等

※中学校最終学年の成績証明書、調査書、通知表等のいずれか（コピー可）。

- (5) 課題作文『私は、将来（50代・60代の時）どのような人として記憶されていたか。そのために、今、努力していることは何か。』
（添付の原稿用紙3～5枚（コピーして使用）に題名、学校名、氏名、ページ数を記載し、願書等と併せて提出のこと。）

- (6) 保護者の年間収入を証明する書類

※保護者の「源泉徴収票」「確定申告書（控）」「課税証明書」（収入のない場合は「非課税証明書」）「所得証明書」等の年間収入が分かる書類のいずれかのコピー。

5. 奨学生の選考及び決定

当基金は、前項により申請のあった者について、当基金に設けた学識経験者からなる運営委員会に諮った上、奨学生を決定し、令和3年8月中旬までに在籍する高校等の学校長を経て、本人に合否を通知する。

6. 課題図書への給付

当基金は、奨学支援のため奨学生に毎月、当基金の運営委員会の定める課題図書を給付し、奨学生は読書感想文を当基金に提出するものとする。

（課題図書の給付は、高校3年次7月まで）

7. 成績証明書、在学証明書（卒業証明書）及び近況報告書の提出

奨学生は毎学年終了後、成績証明書、在学証明書（卒業証明書）及び近況報告書を当基金に提出しなければならない。

8. 異動届出

奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席する場合
- (2) 休学、復学、転学又は退学しようとする場合
- (3) 奨学生の住所又は奨学金振込金融機関等その他重要な事項に変更があった場合

9. 奨学金の休止

奨学生が休学又は長期欠席（当該年度60日間以上）した場合は、その期間奨学金の給付を休止することがある。

10. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の（1）から（8）までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- （1）疾病又は傷害のため退学し、復学の見込みが無くなった場合
- （2）停学又は退学等の処分を受けた場合
- （3）学業成績又は素行が不良となった場合
- （4）奨学金を必要としない事由が生じた場合
- （5）退学又は転学し、奨学金を必要としなくなった場合
- （6）虚偽の申請をした場合
- （7）課題図書 of 読書感想文の提出率が、理由なく年間6割未満の場合
- （8）その他奨学生として適当でない事由が生じた場合

11. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等の不正行為があった場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

12. 願書等の郵送先及び照会先

（事務局）〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16

三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール受託業務部

公益信託課 ^{ひとし}人志奨学基金担当

TEL：0120-622372（フリーダイヤル）

（受付時間 平日 9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）

FAX：03-5328-0586

E-mail：koueki_post@tr.mufg.jp

※学校奨学金担当者以外の照会は原則受付いたしません。

以 上

公益財団法人茨城県信育英会

令和3年度 高等学校奨学生募集要項

公益財団法人茨城県信育英会では、将来、社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的として、茨城県内に居住する学生生徒のうち、心身健全、学力優秀な学生生徒で経済的な理由により修学困難な者に対し、教育資金の援助を行っております。

つきましては、下記要項及び別紙奨学生推薦基準により、令和3年度高等学校奨学生を募集致します。

記

1. 出願資格

- ① 茨城県内に居住する者の子弟で、茨城県内の高等学校在学者。
- ② 健康診断により修学に十分耐え得ると認められること。
- ③ 人物・学業とも優良であること（成績基準有）。
- ④ 経済的理由により、学資の支弁が困難であること（収入基準有）。
- ⑤ 他奨学団体との併願可。

2. 募集人員・給付月額・給付期間

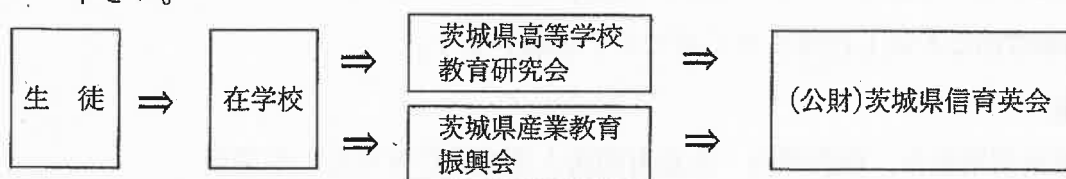
区分	募集人員	給付月額	給付期間
高校生	30名	10,000円	単年度（1年間）

※ 単年度（1年間）の給付となりますので、次年度に同一生徒の出願も認めます。

※ 募集人員については茨城県高等学校教育研究会からの推薦者15名、茨城県産業教育振興会からの推薦者15名の合計30名です。

3. 出願手続

- ① 出願希望者は、在学している学校から必要書類等の交付を受け、必要事項記入の上、関係書類等を添付して、在学している学校に提出して下さい。
- ② 学校では、出願者の人物・健康・学力・家計状況等を調査、検討の上、本会奨学生推薦基準に合致していることを確認し、出願書類をとりまとめ、学校が所属している茨城県高等学校教育研究会、もしくは茨城県産業教育振興会の事務局あて提出して下さい。



令和3年度 茨城県育英奨学生募集要項 (在学採用・緊急採用)

茨城県教育委員会

茨城県教育委員会では、有為な人材の育成を目的として、人物及び学業ともに優れており、経済的な理由により修学が困難な高校生等を対象とした茨城県育英奨学生を募集します。

第1 募集概要

1 申請資格

次の(1)から(5)までのすべてに該当する必要があります。

- (1) 茨城県内に居住する者の子弟
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 高等学校、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（修業年限2年以上のものに限ります）に在学する者
 - イ 中等教育学校後期課程に在学する者
- (3) 人物及び学業ともに優れる者（成績基準があります）
- (4) 経済的理由により修学に困難があると認められる者（収入基準があります）
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けない者

2 貸与月額、募集人員及び貸与期間

区 分		貸与月額	募集人員	貸 与 期 間
国公立	自 宅 通 学	18,000 円	予算の範囲内 で対応 (70 人程度)	在学する高等学校等における 正規の修学年限のうち最短の 残修業期間 (令和3年4月から貸与)
	自 宅 外 通 学	23,000 円		
私 立	自 宅 通 学	30,000 円		
	自 宅 外 通 学	35,000 円		

※ 奨学資金は無利子です。

3 申請手続

- (1) 希望者は、在学している学校から奨学資金貸与申請書の交付を受け、必要事項を記入のうえ、関係書類を添付して、学校に提出してください。
- (2) 学校は、申請者の人物、学業成績、家計状況等を確認のうえ、推薦基準（6～7頁）を満たすと認められる者について奨学生推薦調書を作成し、申請書類を取りまとめ、茨城県教育庁学校教育部高校教育課あて提出してください。

4 提出書類

書類	作成・準備する者
① 奨学生推薦者一覧	学 校
② 奨学生推薦調書（様式第1号）	
③ 奨学資金貸与申請書（様式第2号の2）	申 請 者
④ 口座振込依頼書・指定口座の通帳の写し	
⑤ 添付書類（4頁参照）	

5 茨城県教育委員会への提出期限

(1) 在学採用 令和3年5月28日（金）必着

※ 申請者が学校へ提出する期限は各学校が定めていますので注意してください。

(2) 緊急採用 随時受け付けます（3頁参照）。

6 奨学生の採用決定

奨学生選考委員会の審査を経て採否を決定し、7月ごろまでに（緊急採用の場合は随時）学校長を通じて申請者本人に通知します。

7 奨学資金の返還

(1) 返済期限

貸与終了月から6か月据置後、10年以内に年賦（年1回）又は半年賦（年2回）により返還していただきます（県から送付される納入通知書による振込で返還）。

◆返還事例（3年間貸与を受けた者が、半年賦（年2回払い）で10年間かけて返還する場合）

区 分		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還年数	返還回数	1回あたりの返還額
国公立	自 宅	18,000 円	36 月	648,000 円	10 年	20 回	32,400 円
	自宅外	23,000 円	36 月	828,000 円			41,400 円
私 立	自 宅	30,000 円	36 月	1,080,000 円			54,000 円
	自宅外	35,000 円	36 月	1,260,000 円			63,000 円

(2) 返還猶予

奨学金の貸与を受けた者が大学等に進学した場合又は災害、傷病その他やむを得ない事由により返還が困難となった場合は、本人の申請により返還の期限を猶予することがあります。

(3) 返還免除

奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより返還することが出来なくなった場合には、返還未済額の全額又は一部の返還を免除することがあります。

8 その他

- (1) 奨学資金は、申請者が指定した本人（生徒）名義の金融機関口座に、原則として年4回（初年度は3回）に分けて振り込みます。令和3年度第1回振込は、令和3年8月下旬を予定しています。
- (2) 奨学資金の貸与中は毎年1回「奨学資金継続願」を提出しなければなりません。留年するなど、学業成績が著しく不良となった場合、又は所得が著しく増加した場合は、貸与を打ち切ることがあります。
- (3) 貸与にあたり、連帯保証人2人（うち1人は保護者、他の1人は別生計の人）が必要となりますので、考慮しておいてください。
- (4) 退学、成績不良、保護者の県外転出又は辞退の場合は、貸与が終了します。貸与が終了したときは、奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書を提出しなければなりません。

なお、その際には、連帯保証人2人の印鑑登録証明書が必要となります。

- (5) 当奨学資金の外に、成績基準を設けていない「茨城県高等学校等奨学資金」（5月ごろ募集）及び「茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金」（5月ごろ募集）も実施しておりますので、申請する際には併せて検討してください。

なお、併願はできますが、当奨励資金と併給はできませんので、両方採用になった場合はどちらかを辞退していただきます。

特に、成績基準を満たしていない場合、「茨城県高等学校等奨学資金」を検討してください。

9 問合せ・提出先

水戸市笠原町978番6（〒310-8588）
茨城県教育庁学校教育部高校教育課（管理担当）
電話 029-301-6045

緊急採用による奨学金制度とは

家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡・離婚等又は火災・風水害等により家計が急変したため、緊急に奨学金の必要が生じた場合に貸与が受けられる制度です。

緊急採用の理由にあてはまるときは、学校に相談してください。

- ア 学力基準・家計基準ともに通常の採用より緩和されています。
- イ 募集は、年間を通して行っています。
- ウ 家計が急変した事由が発生した時から、1年以内である場合申し込むことができます。
- エ 貸与の開始は、緊急採用の事由が発生した月以降となります。
- オ 貸与の終期は、原則として採用年度末（令和4年3月）までですが、採用年度末において、家計の急変事由発生後1年以内であれば、願出により貸与を継続します。
- カ 申込資格・貸与月額・提出書類などは通常の採用と同じです。

※ある時期を境に家計が急変していることが要件です。

※収入が減少傾向にある等は、緊急採用の要件には、該当しません。